

令和6年 第5回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和6年5月27日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時03分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	欠席	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	出席	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	欠席	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	出席	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 松田 寛之 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会 長	<p>皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第5回会議を開きます。</p> <p>会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に7番委員並びに8番委員を指名いたします。</p> <p>会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。</p>
議 長	<p>第1号議案 農地法第3条を議題といたします。番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>3条の番号1の説明前に、審議に関連する報告をさせていただきます。</p> <p>31ページの第1号報告事項をご覧ください。2アール未満の農業用施設の届出についてです。</p> <p>今回の3条の番号1の申請にあたり、現地確認をしたところ、届出のない農業用施設があり、事後ではありますが、届出をしてもらいました。</p> <p>次のページをご覧ください。届出書と位置図です。申請人の親が10年ほど前に、農業用物置として設置したとのことです。</p> <p>次ページをご覧ください。附近の状況図、配置図と現地の写真です。</p> <p>今回、3条申請にあたり、届出のない施設と指摘され、初めて農地法の手続きが必要であることを知ったとのことです。今後は気を付けるとのことと始末書が提出されています。</p> <p>報告事項は以上でございます。引き続き3条の番号1の説明をさせていただきます。</p> <p>3ページ番号1をご覧ください。受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇 △△△番△ 地目 畑 面積330㎡ 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地、借受地、貸付地0㎡ 取得状況 令和2年5月11日 相続 不耕作 無 家族数 4 従農数 1 経態 専業 所有機械 耕耘機1台 位置 農 用地区域外 受人の自宅と申請地は接続。</p> <p>4ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、野菜を営農している状況です。</p> <p>受人は現在82歳の専業農家で、本人が既に申請地を借り受けて、野菜を営農しています。申請地取得後も、引き続き自家消費の野菜を生産するとのこととです。申請理由は、受人は農業を行わないため現在農地を管理していただいている受人に譲り渡したいとのこととです。</p> <p>以上番号1の案件になります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>3条の番号1を審議いたします。農業委員8番より補足説明がありましたらお願ひします。</p>
<p>8番委員</p>	<p>申請地を現地確認された方は分かると思いますが、細い道を入れていき奥のところにある農地でございます。この周辺は昭和49年に宅地化された場所であり申請地だけは畑として残ってしまっている場所になります。その頃から受人が借り受けて自家消費野菜を生産されている状況でございます。渡人も返されても困ってしまうとのことと渡人が管理するのがいいのではないかと思いま</p>

	<p>すが、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、推進委員東兎玉1番より意見がありましたらお願いします。</p>
<p>推進委員 東兎玉1番</p>	<p>事務局と8番委員と同じ意見でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、農地法第3条番号2についてですが推進委員大沢1番に審議に関係がありますので、退出をお願いいたします。</p> <p>～推進委員大沢1番退出～</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3ページ番号2をご覧ください。受人 大字〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇△△△番 地目 田 面積999㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地8,322㎡ 借受地3,815㎡ 貸付地0㎡ 取得状況 令和3年7月23日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 3 経態 兼業 所有機械 トラクター1台、田植え機1台、管理機1台、マルチ張り機1台、自走式草刈り機1台、自走式</p>

	<p>動力噴霧器1台 位置 農用地区域 受人の自宅から300m</p> <p>5ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、水張りがされている状況です。</p> <p>受人の所有農地、借受地を現地確認しましたが、違反、不耕作地はありませんでした。受人は現在58歳の兼業農家で、稲、野菜、果樹を栽培しています。農業労働力としては、本人、妻、母が農業従事しています。</p> <p>申請理由は、渡人は農業を行わないため、受人は申請地の隣も耕作しているため規模拡大し、作業の効率化を図りたいとのことです。</p> <p>以上番号2の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>3条の番号2を審議いたします。農業委員8番より補足説明がありましたらお願いします。</p>
8番委員	<p>渡人は、農業を行わないため農地を処分したいとのことです。他の農地は農地中間管理事業を利用し貸し付けていますが、申請地につきましては借り手が見つからなかった場所だそうです。そのため受人が隣を耕作していますので話したところ心よく引き受けてくれたようです。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東兎玉1番より意見がありましたらお願いします。</p>
推進委員 東兎玉1番	<p>申請人から連絡があり、8番委員の言う通りでございます。申請地の状況は田植えの準備がしてあり、きれいな状態です。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p>
	<p>次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号2について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(農業委員全員挙手)</p>

賛成全員につき、許可と決定します。

3条の番号2の審議が終わりましたので推進委員大沢1番の入場をお願いいたします。

～推進委員大沢1番入場～

3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いいたします。

事務局長

農地法第3条の番号1、番号2の案件につきましては許可と議決されました。

議長

第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

7ページをご覧ください。申請者は、〇〇〇。住所は、当初計画時は〇〇市でしたが、現在は引っ越しており、〇〇市〇〇町〇〇△△△△番地△△です。土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△△番△ 畑 1筆 495㎡ 権利区分は、当初計画時の許可をもって、既に〇〇〇に所有権移転済みです。転用目的 自己用住宅 建築面積が、52.17㎡に変更となっています。

申請理由 令和5年3月の農転許可後、種々の問題が生じ、計画どおりに話が進まなくなってしまった。今回、計画内容を見直したので計画変更申請の提出に至ったとのことです。

8ページをご覧ください。大字〇〇地内の申請地になります。次のページをご覧ください。左が変更前の配置図、右が変更後の配置図になります。

次のページをご覧ください。今回の案件は、自己用住宅とのことですが、今後問題を抱えると思われる案件ですので、計画変更に至る経緯を含め説明します。

左の表をご覧ください。順に説明します。

令和5年2月に農転申請があり、同月、農業委員会総会で許可相当と議決さ

れ、3月に県から農転許可が出ました。その後、3月27日に〇〇〇に土地所有権移転登記がなされています。

5月23日 これは、後から調べて分かったことですが、〇〇合同会社が申請地に法人登記されています。代表社員の〇〇〇は、〇〇〇の甥とのことです。登記簿の会社の目的欄には、古物営業法に基づく中古品の買取・販売業などが記載されています。

7月5日 たまたま、現場前を通った際に、右の写真①、②の状態（冷蔵庫、自転車、コンテナ等が置かれていた。）を発見しました。近隣への聞き込みで、6月下旬ごろから置き始めたようです。

翌日の7月6日 昨日聞き込みをした方から、現場で作業していると通報があり現場へ向かいました。作業員に聞き取りをすると、〇〇〇の夫と、甥であることがわかりました。2人にここで何をしているのか聞くと、〇〇〇に直接聞いてほしいとのことで、電話で聞き取りを実施しました。

〇〇〇の話として、コンテナや冷蔵庫は自分のもので一時的に置いているだけで、12月までには着工し家は建てるとの回答でした。

一時的でも転用目的外の利用は違反なので是正するよう指示しております。

8月1日 細かなゴミ等はある状態でしたが、コンテナ、冷蔵庫等の大物は撤去されたことを確認しました。

8月28日 外水栓があることを発見。次のページの写真③になります。〇〇〇に確認を取ると、夫の作業場用のものと回答があり、自己用住宅以外は認められない旨説明しております。

9月26日 〇〇合同会社の郵便ポストを発見。撤去するよう指示しております。写真④になります。

令和6年4月8日まで飛びますが、この間も、どうすれば作業場を作ることができるかや、一時的に物を置けないかなど問い合わせなどがありました。

4月8日 現場で、四角くロープで囲っているのを見つけ、近隣への聞き込みで2日前に地鎮祭を行っていたことがわかり、〇〇〇に状況の確認を行いました。

5月7日着工、8月10日完成予定。当初の建築会社と違う、〇〇〇〇〇で建てるとのことなので、図面を取り寄せ確認すると、建築位置等が違うことがわかり、県と協議したところ、計画変更申請で対応することとなりました。また、計画変更の承認をするまでは着工させないこととし、〇〇〇にその旨伝えました。

5月1日 建築資材が置かれているのを確認し、〇〇〇に再度、着工は認められないと連絡。

5月9日 建築看板、仮設トイレ、フェンスが設置されていることを確認。写真⑤、⑥になります。看板の工事担当者に連絡し確認したところ、計画変更申請中であることは承知しているが、着工中止は2日前に知ったため、既に発注済みの仮設トイレ等は止められなかったそうです。計画変更の承認が出るま

では、これ以上は、進めないという回答を得ています。以上が計画変更申請に至るまでの経緯となります。

次に、〇〇市から〇〇市に移り住んだ経緯等を説明します。

自己用住宅での農転の場合、家の2戸持ちは認められません。持ち家の方が、自己用住宅で農転を行う場合、現在住んでいる家を取り壊すことや、売却することが前提となります。

当初の申請時に住んでいた〇〇市の自宅については、不動産屋をとおして売りに出すことが確認できる、不動産屋との専任媒介契約書を提出してもらい、家の2戸持ちにならないため、許可となりました。

その後ですが、美里に自己用住宅が建たないまま、〇〇市の自宅の売却が決まってしまう、自己用住宅完成までの仮住まいとして、〇〇市の家を購入したそうです。なぜ、仮住まいなのに、借家ではなく持ち家なのか確認したところ、借家は敷金礼金等の初期費用が高いから、持ち家を選択したと回答がありました。

2戸持ちにならない裏付けとして、〇〇市の自宅については、売却するとの誓約書の提出はありましたが、専任媒介契約書を提出するよう指示しているところです。参考資料をご覧ください。〇〇市の自宅は児玉警察署近くにあり、衛星写真で庭に何かあることがわかります。

次のページをご覧ください。毎月18日に自宅を撮影したものです。冷蔵庫、洗濯機、自転車などが置かれています。

また、一時、申請地に置かれたコンテナがあることも確認できました。

この物件をネット検索したところ、令和5年5月に完成した新築物件で、購入後、10月から住んでいるようです。

今までの経緯、現在の本庄の自宅の状況を考慮すると、申請地も同じような状況になることが予想されます。

最後に、今回の案件について、許可権者である埼玉県の見解を確認しましたので報告します。県に、許可の取り消しはできないか確認したところ、既に所有権が移転してしまっているため、許可の取り消しができないと回答がありました。

また、今回の計画変更申請について、提出書類に不備がなく、体裁が整っていれば、承認せざる負えないとのことでした。以上となります。ご審議をお願いいたします。

議長

この場所は、私の担当地区ですので補足説明をさせていただきます。この場所は2月、3月頃火災が起きています。その時の話を聞くと、申請地で燃やした廃材の残り火が原因で火災が起きたようです。また、先日現地確認をしたところ建築の廃材等が少し置かれている状況でした。また、先日〇〇市にある現在の自宅の方に行ってきました。敷地いっぱいに物が置かれており道路にも少しはみ出ている状況でした。今回の申請地もこのような状況になってしまうの

	<p>ではないかと心配しているところでございます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>次に推進委員大沢2番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 大沢2番	<p>先日現地の方を確認してきました。現在、物は置かれていない状況ですが、以後トラブルになってしまう可能性がありますので慎重にご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久3番。</p>
推進委員 松久3番	<p>過去の経緯等の話を聞きますと、この申請地でも同じような状態になってしまうのではないかと感じます。条件付きで許可を出すことは可能なのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>過去の経緯から申請地も同じように物が置かれてしまうと想像はしていますが、県に物を置かないという誓約書はもらえるのかと確認したところ、それは農地法の範疇外なので難しいという回答がありました。</p>
議 長	<p>他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久2番。</p>
推進委員 松久2番	<p>過去の経緯等を聞くと、前回の農地転用申請の時から物を置く計画だったのではないかと感じています。今回の計画変更も前回と建築面積が減少し庭のスペースが広がっており、現在の自宅と同じようになってしまっているのではないかと思います。そういった状況を踏まえ、仮にこの計画変更申請を農業委員会が不許可にできるのでしょうか。</p>
議 長	<p>農地転用、計画変更の許可は埼玉県になります。先ほどの事務局の説明にも</p>

	<p>ありましたが、県との事前相談の段階では、提出された申請書類等は揃っており、許可要件と照らし合わせても不備がないため許可せざる負えないという回答です。前回の農地転用の申請時には〇〇市に住んでいる方が家を建てるという申請でしたので、分からなかったという状況です。事務局補足がありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>先ほど、会長より説明がありましたが、農地転用の許可権者は埼玉県になります。今回のこの申請の件も事前に県へ申請書類等を持って、過去の経緯等を踏まえ事前相談しましたが、県は提出書類も不備なく揃っており、許可要件と照らし合わせても許可にせざる負えないとのことです。</p>
議長	<p>他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。10番委員</p>
10番委員	<p>前回虚偽の申請をしたということで、不許可にできないのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>家を建てますという申請にも関わらず、許可後、親族が会社を設立し物を置くなどの明らかにあやしい動きはしています。それも含めて県と協議したのですが、もしかしたら虚偽の申請の可能性はありますが、現状家を建てますという計画変更の申請が出ており、物も指導に従って片付けているということで、違法ということでは見れないのではないかと思います。</p>
議長	<p>他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。7番委員。</p>
7番委員	<p>今回この申請で様々な意見が出ていますが、最終的に県に伝えるのは、許可相当か不許可相当かだけなのではないでしょうか。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>県の方には、承認相当か不承認相当かを意見として言いますが、不承認相当の場合は、なぜ不承認相当なのかを記載することになっております。</p>
議長	<p>他の農業委員の方から質問はありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので次に移ります。様々な意見が出ていますが、過去の経緯等から許可後に物の置場になってしまう可能性があるということ踏まえた上で、採決したいと思います。</p> <p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の番号1について、承認相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員不挙手)</p> <p>賛成0人につき、不承認相当と決定します。</p> <p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の番号1につきましては不承認相当と決定しました。</p>
議長	<p>第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13ページをご覧ください。番号1 受人 ○○町大字○○○△△△△番地 △ ○○○○○△△△号 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△番△ 地目 畑 計1筆 345㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 会社員 62.10㎡ 2階建て</p>

取得状況 平成19年4月14日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続

14ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。

次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

申請人は、アパートにて妻と子と、3人で生活しています。子供の成長とともに、物が増えるなどで手狭になってきたため、自己用住宅の建築を検討したそうです。土地の選定理由は、勤務地や夫婦の実家などの位置を考慮し、中間地点の美里周辺で検討し、申請地に決めたとのことです。

道路接続については、申請地西に5mの町道があり、そこから水道の取り出しと、集排水管への排水となります。

以上となります。ご審議をお願いいたします。

議長 農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。農業委員1番より補足説明をお願いいたします。

1番委員 この場所は、周りは宅地が多く問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員 申請地の周りは住宅街で、家族で移住してくるとのことで町の活性化にもつながると思いますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。

質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

	<p>続きまして、農地法第5条の番号2について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>6ページをご覧ください。番号2 受人 ○○市○○△丁目△番△△号 ○○○○○○○△△△号室 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○△△△番△、△△△番△ 地目 畑 計2筆 287㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 会社員 67.48㎡ 2階建て 取得状況 令和2年6月13日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続</p> <p>9ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人は、アパートにて妻と子と、3人で生活しています。子供の成長とともに、物が増えるなどで手狭になってきたため、自己用住宅の建築を検討したそうです。実家が美里なので、町内で土地を探していたところ、申請地を紹介されたそうです。</p> <p>道路接続については、申請地南西に約5mの町道があり、そこから水道の取り出しと、集落排水管への排水となります。</p> <p>以上となります。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。農業委員8番より補足説明をお願いいたします。</p>
8番委員	<p>事務局から報告があったように、出身が美里の方が家を建てたいという申請でございます。渡人も農業をやっていないようです。ただ、パイプラインが通っていたと思いますが、その点が少し気になっていますがご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>次に、推進委員東兎玉1番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東兎玉1番	<p>場所的には問題ないと思います。申請地の状況は草が少し生い茂っている状況です。それ以外は特にありません。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>

議 長	<p>他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。7番委員。</p>
7番委員	<p>パイプラインの事で質問ですが、申請地とは別の場所でパイプラインの管が官地ではなく農地内にあるところがあります。申請地に管が入っていると問題になると思われます。申請地には管は通っているのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>申請地の状況は、詳しい図面を見ないと分かりませんが、基本的にはパイプラインの管は官地に通っています。</p>
議 長	<p>他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、農地法第5条の番号3について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>13ページをご覧ください。番号3 受人 ○○市○○△丁目△△番地△△○○○○△△△号室 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△△番△地目 畑 1筆 432㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業・会社員 81.56㎡平屋建て 取得状況 昭和41年7月29日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続</p> <p>18ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次ページをご覧</p>

	<p>ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人は、現在、〇〇市に住み〇〇市の自動車整備士学校の教員として勤めています。自己用住宅に住みたいと思い、土地を探していたところ申請地を紹介されたそうです。申請地を選定した理由は、実家が〇〇市であること、通勤補助が出るエリアでスマートインターが近くにあること、整備の技術を磨くため車やバイクを数台置く広さが確保できること、で選んだそうです。</p> <p>道路接続については、申請地東に約6mの町道があり、そこから水道の取り出しと、集落排水への排水となります。以上となります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>農地法第5条の規定による番号3を審議いたします。農業委員11番より補足説明をお願いいたします。</p>
11番委員	<p>周りも宅地ですので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 大沢3番	<p>現地確認をしてきましたが、その時は測量が入っていました。道が狭く入りづらいのではないかと感じました。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いしま</p>

	<p>す。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第5条の番号1から番号3の案件につきましては許可相当と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4号議案 農用地利用集積計画（案）による利用権決定について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>20ページをご覧ください。農用地利用集積計画について審議していただきます。農用地利用集積計画とは農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地所有者が、耕作者等に農地の賃借権等を設定する手続きで、農地所有者、耕作者等から申し出のあった内容を町が精査し当該計画（案）を作成し、農業委員会に決定を求めるものです。</p> <p>今回の議案では、農地中間管理事業ではなく、相対で契約を結ぶ利用権設定の申請になります。</p> <p>計画の内容の説明をさせていただきます。</p> <p>それでは21ページをご覧ください。こちらは町が申し出に基づき作成した農用地利用集積計画（案）の概要になります。</p> <p>利用権の設定期間ですが、令和6年から令和7年の1年間、令和8年までの2年間、令和9年までの3年間、令和11年までの5年間、令和12年までの6年間、令和14年までの8年間、令和16年までの10年間の賃貸借、使用貸借になります。利用権設定面積ですが、面積 田 137,036㎡、畑43,810㎡ 計180,846㎡の内、更新の申請が138,671㎡貸手70、借手37、筆数135、借賃は金額で3,000円～10,000円、物納で米30kg～180kgになります。</p> <p>次に22ページから26ページまでが計画の内容になります。左から農地所有者と耕作者の氏名・住所、続いて農地の地番情報、利用権の設定期間、借賃等が記載されております。22ページ番号1から番号24までが新規の分、22ページ番号25から26ページ番号135までが更新の分となっております。今月は合計135筆になります。以上が第4号議案になります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>意見がないようですので次に移ります。</p>

次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

（農業委員全員挙手）

賛成全員につき、決定します。

第5号議案 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めることになっており、また、定めた目標等についての実施状況などを点検・評価し公表することとされております。

第5号議案では、令和5年度に立てた目標等の実施状況などを、点検・評価してまとめたものについて説明させていただきます。

28ページの左側をご覧ください。農業委員会の状況となっております。

令和5年度の目標等を立てた時点の、農業委員会の体制、農家や農地の概要が記載されています。

右側をご覧ください。最適化活動の実施状況となっております。

初めに、1最適化活動の成果目標の（1）農地の集積についてです。

①の現状及び課題と②の目標は5年度当初に立てたものがそのまま記載されています。

③の実績、今年度の新規集積面積は61ヘクタールです。昨年度が11.5ヘクタールでしたので大幅に増えましたが、目標達成率は72.3%でした。

以上のことを踏まえ、農業委員会の点検結果では、少しずつではあるが、新規集積面積が増えた。目標を達成できるよう、課題を整理したいと、まとめました。

次に、（2）遊休農地の発生防止・解消です。

こちら、①の現状及び課題と②の目標は5年度当初に立てたものがそのまま記載されています。次のページをご覧ください。

③の実績ですが、農業委員会の点検結果に記載してありますが、緑区分遊休農地については目標達成、黄色区分は未達成となっております。

④その他で、実施時期などを記載しております。

以上のことを踏まえ農業委員会の点検結果では、緑区分は目標を達成できた。黄色区分については、解消に向け対応を検討したいと、まとめました。

次に、(3) 新規参入の促進です。

①の現状及び課題と②の目標は記載のとおりです。目標とする新規参入者への貸付け等の面積は8haとなっております。

③の実績ですが、新規参入経営体はありませんでした。

まとめとして、新規農業従事者が参画しやすい環境づくりや広報等を検討したいとしました。次に、2最適化活動の活動目標(1) 推進委員等が最適化活動等を行う日数目標ですが、月当たり10日となっております。

(2) 活動強化月間の設定

①目標で強化月間の回数を3回としております。

それに対しての、②実績が3回です。

次のページをご覧ください。(3) 新規参入相談会への参加です。

目標回数1に対し、実績は0です。

目標の達成状況の評語ですが、今までの各項目の達成状況に対し点数が付与され、合計点数により決められた評語を入れています。

評語は、目標に対して期待通りの結果が得られた、となりました。

最後に、推進委員等の点検評価結果ですが、各委員の活動日数等に応じた点数に、先ほどの目標の達成状況の評価点数の合計で、該当する評語へ割り振りました。改選前の委員の人数も含まれているため、44人となっております。

説明は以上になります。

議長

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議いたします。推進委員の方で意見がある方は挙手をお願いいたします。

他の農業委員より質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、意見なしと回答していいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、意見なしと決定します。

会長代理	<p>議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>閉会を会長代理、お願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第5回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。</p>
<p>上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和6年5月27日</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>	